

公益財団法人国連大学協力会 賛助会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人国連大学協力会定款第51条4の規定に基づき、公益財団法人国連大学協力会（以下「本法人」という）の賛助会員に関する事項を定めるものとする。

(賛助会員の資格)

第2条 賛助会員は、本法人の運営に関して、財政的に寄与する法人その他の団体及び個人とする。

(賛助会員の種類)

第3条 賛助会員は、法人会員と個人会員の二種類とする。

(申込)

第4条 賛助会員になろうとするものは、申込書を本法人に提出し、理事長の承認を得たうえで所定の賛助会費を納入するものとする。会員には会員証を発行する。

(会員期間)

第5条 会員期間は、1年間（1月1日～12月31日）とする。

(会員区分と会費)

第6条 賛助会員は定款第51条第3項に基づき賛助会費（以下「会費」という）を納めるものとし、会費は年会費とする。

2 会費の額は、賛助会員の区分に応じて次の通りとする。

会員区分	年会費
特別賛助会員	2,000,000 円以上
賛助会員 A	500,000 円以上
賛助会員 B	100,000 円以上
賛助会員 C	10,000 円以上

3 当面、前項の規定にかかわらず、個人会員については以下の通りとする。

- (1) 1,730,000 円以上の寄付で特別賛助会員とする。
- (2) 複数人の個人で構成されたグループで特別賛助会員とすることができる。
- (3) 300,000 円以上の寄付で賛助会員 A とする。
- (4) 学生に限り 5,000 円以上の寄付で賛助会員 C とする。

(賛助会費の使途)

第7条 会費の使途は、国連大学及び国連大学大学院サステナビリティ高等研究所(UNU-IAS)の行う諸活動(UNU-IAS 大学院プログラムに在籍する学生への奨学金を含む)への助成事業を中心に、本法人の公益事業全般とする。

2 会費のうち 33%については本法人の管理運営費に使用するものとする。

(特典)

第8条 賛助会員は、本法人と国連大学との協定に基づき、会員期間中、下記の特典を受けられるものとする。

(1) 賛助会員共通の特典

- ① 国連大学図書館の利用及び図書貸出を受ける

- ② 国連大学及び本法人刊行物の受領
- ③ 国連大学、UNU-IAS 及び本法人の主催するイベント・講演会などへの招待
- ④ 国連大学本部施設の見学
- ⑤ UNU-IAS 大学院の入学式及び修了式への招待
- ⑥ 本法人の発行する Newsletter 及びメールマガジンの受領
- ⑦ 本法人発行年報における賛助会員の名前の掲載
- ⑧ 本法人ウェブサイトにおける賛助会員の名前やロゴの掲載および賛助会員ウェブサイトへのリンク
- ⑨ 本法人の主催する賛助会員交流会などへの参加
- ⑩ UNU-IAS や国連大学協力会から感謝状の贈呈
- ⑪ 賛助会員企業等のアニュアルレポート等に国連大学への寄付について記載することができる。
- ⑫ その他本法人が認めた特典

(2) 特別賛助会員の特典

- ① UNU-IAS 大学院の特定の学生（以下、「冠奨学生」）に対し、賛助会員の名称やロゴを冠形式で付記することができる。その際、具体的な名称については、本法人と特別賛助会員で協議のうえ決定する。
- ② 賛助会員の主催イベント等に冠奨学生を招聘し、修学状況の報告を受けたり、母国の文化等について説明を得るとともに、賛助会員構成員との懇談を行う等、直接交流の機会を得ることができる。
- ③ 担当教員の許可を得て、UNU-IAS 大学院の授業科目を傍聴することができる。
- ④ その他本法人が認めた特典

(3) 賛助会員 A の特典

- ① 賛助会員の主催イベント等に奨学生を招聘し、修学状況の報告を受けたり、母国の文化等について説明を得るとともに、賛助会員構成員との懇談を行う等、直接交流の機会を得ることができる。
- ② 担当教員の許可を得て、UNU-IAS 大学院の授業科目を傍聴することができる。
- ③ その他本法人が認めた特典

(更新)

第9条 会員資格は、賛助会員本人（法人の場合は代表者）から退会の意志表示がある場合を除き、会員有効期限満了後に自動更新するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 賛助会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 本人（法人会員の場合は代表者）より退会の意志表示があった場合
- (2) 会費未納入の状況が1ヶ月間継続し、事務局からの催促に応じない場合
- (3) そのほか本法人が会員として不適当と認めた場合

(既納会費)

第11条 既納会費は、これを返還しない。

附則

この規則は2022年3月15日より施行する。
2024年(令和6年)3月11日改正し適用する。
2024年(令和6年)6月28日改正し適用する。
2025年(令和7年)3月17日改正し適用する。
2025年(令和7年)8月27日改正し適用する。

「公益財団法人国連大学協力会賛助会員規則」（2006年（平成18年）12月27日制定）および「公益財団法人国連大学協力会国連大学大学院サステイナビリティ学研究科奨学助成賛助会員規則」（2010年（平成22年）11月24日制定）は2022年（令和4年）3月15日をもって廃止する。